

地域包括ケアシステム推進実施計画の策定

お知らせ

地域包括ケアに関わる団体等で構成する石巻市地域包括ケア推進協議会によって「地域包括ケアシステム推進実施計画」が策定されました。

市では、この計画に基づいて、高齢者や被災者を中心に全ての市民の皆さんが住み慣れた地域で暮らし続けることができるような施策を展開していきます。

重点施策

①被災者の自立した生活の支援

主に「住まい・生きがいサポート」と「医療・介護サポート」を重点に支援します。

②市民主体の地域コミュニティづくり

地域課題の抽出、課題解決のスキルアップ、地域内での情報共有等を通して、「地域自治システム」の積極的な活用を推進し、地域の人材が持つ知恵や経験等を掘り起こし、人材や社会資源が不足する現場へ結び付けていきます。

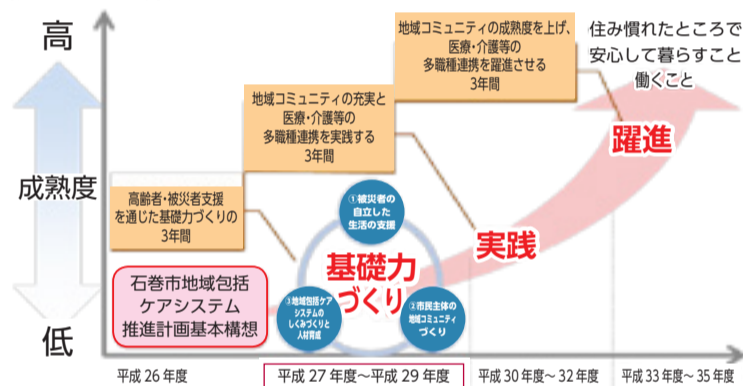
③地域包括ケアシステムの仕組みづくりと人材育成

講演会や研修会等の開催を通じて、地域包括ケアの多様な担い手を育成していきます。

- ・医療と介護の連携体制の強化を目指した多職種連携会議等
- ・全ての市民の皆さん向けの講演会
- ・各種専門職向けの個別研修会

※地域包括ケアシステム推進実施計画は、ホームページでご覧いただけます。

※「地域包括ケア」とは…住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される制度です。



問 包括ケア推進室 ☎98-5518

テレワーク1000プロジェクトお仕事説明会

お知らせ

市内に住んでいて仕事を探している皆さんに対して、説明会を開催します。パソコンとインターネットがあればいつでも自宅で仕事ができます。空いた時間を利用して働いてみませんか。

と き 5月19日(火)午後2時～4時(受付開始 午後1時40分)

と ころ 石巻公共職業安定所「ハローワーク石巻」
(泉町四丁目1-18)・石巻合同庁舎3階大会議室

申・問 石巻在宅就業支援センター ☎080-0800-3384
問 市商工課(内線3525)

お子さん連れでも参加
できます

石巻市行政手続条例の一部改正

お知らせ

行政手続条例の改正により、4月1日(水)から次の新しい行政手続が新設されました。

- ①行政指導を行う者は、その行政指導の根拠を明示しなければならない
 - ②法律または条例の要件に適合しない行政指導について、書面でその中止等を求めることができる
 - ③法律または条例違反を発見した場合に、書面で具体的な事実を示すことにより行政処分または行政指導をすることを求めることができる
また、行政手続法の改正により国の手続も同様に新設されています。
- ※手続の具体的な内容等、詳しくはホームページをご覧ください。

問 総務課(内線4036)

企業立地のための支援制度

お知らせ

市では、産業振興と雇用の拡大を図るため、市内に事業所等を新設、増設および移設した企業に助成金を交付します。

助成金を受けるためには業種や設備投資額、雇用人数等、一定の要件があるほか、操業開始の30日前までに申請が必要です。
詳しくはホームページをご覧ください。

問 産業推進課(内線3548)

災害危険区域内の市有地の貸し付け等を行います

お知らせ

地元の個人または法人を対象として、災害危険区域内の市有地で、市が使用する予定のない土地について貸し付けまたは売り払いを行います。

募集期限 12月21日(月)

午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

※毎月20日(閉庁日の場合は翌閉庁日)を締切とし、複数の申請があった場合は抽選となります。

対 象 貸付等を希望する土地を有する地区に、東日本大震災発生時に住所をおいていた個人または所在地をおいていた法人等

申請方法 申請窓口で対象となる土地を確認の上、申請書等を持参してください。

申請窓口・対象となる土地

申請窓口	対象となる土地
用地管理課	渡波・祝田・佐須・小竹地区の土地
荻浜支所	荻浜地区の土地
各総合支所地域振興課	各総合支所管内の土地

※湊西地区・上釜南部地区・下釜南部地区の土地区画整理事業地内の土地、高上げを予定している土地および公共事業に供する土地等は募集の対象外となります。

※募集要項および申請書は用地管理課、荻浜支所および各総合支所地域振興課(河南・桃生を除く)で配布するほか、ホームページからダウンロードすることができます。

申・問 用地管理課(内線5463～5466)

荻浜支所 ☎90-2111

河北総合支所地域振興課 ☎62-2111

雄勝総合支所地域振興課 ☎57-2111

北上総合支所地域振興課 ☎67-2111

牡鹿総合支所地域振興課 ☎45-2111

石巻市津波避難ビル認定第12号

お知らせ

市では、津波発生時に浸水域外への避難が遅れた市民の皆さんの安全を確保するため、民間事業者等が設置する施設を活用し、沿岸部に津波一時避難場所の整備を進めています。

4月14日(火)にアムズガーデン石巻湊店(湊字根上り松1-1)の立体駐車場の2階部分を石巻市津波避難ビル第12号として認定しました。

なお、津波発生時には、津波浸水域外のより高い場所に避難してください。



問 防災推進課(内線4180)

表記の見方 申 申し込み 問 問い合わせ [先着] 先着順 [抽選] 申し込み多数のときは抽選 Eメール

電話番号案内

市役所 ☎95-1111 河北総合支所 ☎62-2111 雄勝総合支所 ☎57-2111 河南総合支所 ☎72-2111 桃生総合支所 ☎76-2111

北上総合支所 ☎67-2111 牡鹿総合支所 ☎45-2111 渡波支所 ☎24-0151 稲井支所 ☎95-2171 荻浜支所 ☎90-2111 蛇田支所 ☎95-1442

石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1

☎0225-95-1111

FAX 0225-22-4995

開庁時間 午前8時30分～午後5時

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

発行 石巻市総務部秘書広報課(内線4023・4025) FAX0225-23-4340

次回発行は平成27年6月1日の予定です。

編集/印刷 (株)石巻日日新聞社

